



市役所へのご連絡は  
☎042-989-2111 ☎042-989-2316  
ホームページアドレス  
https://www.city.hidaka.lg.jp/

お知らせ



JRアラート  
全国一斉情報伝達試験

国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。  
訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害と間違えないよう、ご注意ください。  
※災害の発生や気象状況などにより、中止になる場合があります。  
期日 6月3日(水)予備日7月1日(水)  
時間 午前11時  
通知先 防災行政無線(広報塔)、市ホームページ(トップページ)、市公式X

6月以降に軽自動車の継続検査(車検)を受ける人へ

車検に必要な継続検査用の納税証明書は、納付方法により異なります。  
窓ロ・コンビニエンスストアで納付  
納税通知書の右端にある軽自動車税納税証明書継続検査用を使用してください。  
口座振替・e-LQR・再発行納付書を利用した納付  
継続検査用の納税証明書が必要な場合は、税務課または各出張所で申請してください。無料で交付します。  
問い合わせ  
○納税証明書に関すること  
税務課資産税担当(1階②番窓口)  
○納付に関すること  
収納課取税担当(1階①番窓口)

川越都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、案の縦覧を行います。  
縦覧期間 5月20日(水)～6月3日(水)  
縦覧場所 問い合わせ 都市計画課住宅政策・公園担当  
飯能都市計画火葬場(広域飯能斎場組合広域飯能斎場)変更に係る案の縦覧  
縦覧期間 5月13日(水)～27日(水)  
※土・日曜日を除く、午前9時から午後4時30分まで  
縦覧場所 環境課  
※意見書を提出できます。縦覧期間内



市公式LINE、ひだか防災メール放送・通知内容 (チャイム)「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)「こちらは、ほうさいひだかです」(チャイム)  
※サイレンは鳴りません。  
問い合わせ  
危機管理課危機管理・消防・防犯担当

生涯学習まちづくり出前講座

公募により登録された豊かな知識や優れた技能を持つ市民と市職員等が講師となり、皆さんの知りたいことや聞きたいこと等をお届けしています。  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※メニューは、各公民館、市立図書館、生涯学習課にあります。  
また、市民の皆さんの専門的な知識や経験を生かし、ボランティアとして活動する講師を募集しています。  
申し込み 電話または直接左記へ  
問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当

軽自動車税の減免手続き

身体障がい者等で令和8年度軽自動車税の減免を受けようとする場合は、6月1日(月)までに、郵便または窓口で申請してください。申請には次の書類が必要です。障がいの区分や等級によっては減免を受けられない場合もあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※各申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

に環境課へ提出してください。  
対象 市内在住または利害関係を有する人  
問い合わせ 広域飯能斎場組合  
☎042-974-4560

「子どもまんなか 児童福祉週間」を「存じ」ですか

国では、子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から11日までの1週間を「子どもまんなか 児童福祉週間」と定めています。この機会に、子どもの健全な成長を願い、私たちにできることを考えてみませんか。  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

埼玉県電話相談窓口「子どもスマイルネット」

子どもに関わるさまざまな悩みについて、県の電話相談窓口です。学校や友達、家族のことなどで悩んでいる本人からの相談はもちろん、保護者からの子育て相談も受けています。いじめなど子どもの権利に関する悩みには、面接相談(予約制)もあります。  
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。  
受付日時 毎日午前10時30分～午後6時(祝日・12月29日～1月3日を除く)  
相談電話 ☎048-822-7007  
対象 17歳以下の子どものまたはその保

窓口で申請を行う場合の必要書類  
○身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳  
※精神障がい者保健福祉手帳の場合は、自立支援医療受給者証も持ちください。  
○身体障がい者または身体障がい者等と生計を一にする人、もしくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の人に限る)を常時介護する人の運転免許証の原本および自動車検査証の原本  
○令和8年度軽自動車税納税通知書  
郵便で申請を行う場合の必要書類

国民年金保険料の学生納付特例制度



20歳になったら学生の皆さんも必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。しかし、学生本人の所得が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。  
対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)に在学する学生等で、本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である人  
○128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等  
申請手続き 学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。希望する人は、毎年度申請が必要です。  
※令和7年度に学生納付特例が承認された人で8年度も在学予定の人は4月初めから5月中旬までに、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。申請の継続を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください(学生証等の添付は不要)。  
申請場所 下記担当または各出張所  
※マイナポータルから電子申請もできます。  
保険料の追納 この特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後から納めること(追納)ができます。就職等で収入が得られるようになったときには、将来の年金額を増やすためにも追納することをお勧めします。  
持ち物 マイナンバーカードまたは写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証等)と、学生証または在学証明書(原本)  
問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

護者(高校生を含む)  
問い合わせ 県子ども安全課  
☎048-834-8755

不正大麻・けし撲滅運動

期間 6月30日(水)まで  
大麻の不正な栽培・所持や乱用は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから書がない」といった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したら左記までご連絡ください。  
問い合わせ 狭山保健所  
☎04-2941-6535

募集



親子農園の利用者を募集

利用期間 利用月から小学校卒業までの間(途中で利用中止可)  
場所・区画数 南平沢313番地(高麗川小学校の南側)・11区画(1区画約30平方メートル)  
対象 市内に住所を有する小学6年生以下の児童およびその家族  
費用 無料(農具、種苗、肥料等必要なものは自己負担)  
申し込み 直接左記へ  
※空き情報は左記へお問い合わせください。空きがない場合は随時空

○軽自動車税減免申請書  
○同意書(障がい者手帳等の交付状況を福祉事務所に照会するためのもの)  
○納税義務者または運転者が身体障がい者等と別世帯の場合は同一生計の誓約書  
○身体障がい者等のみで構成される世帯を介護する場合は、常時介護の誓約書(常時介護する人の運転免許証のコピーおよび自動車検査証のコピー)  
○令和8年度軽自動車税納税通知書  
問い合わせ 税務課資産税担当(1階②番窓口)

き待ちの申し込みを受け付けています。  
問い合わせ 教育総務課教育総務担当  
日高市教育振興基本計画策定等委員会の委員を募集  
任期 2年  
応募資格 市内在住・在勤・在学中で教育について関心がある18歳以上(令和8年4月1日現在)で、平日昼間の会議(年1回程度)に参加できる人数・報酬 2人・日額8000円  
選考方法 申込書(返却不可)の審査  
申し込み 左記、生涯学習センター、各公民館に備えてある申込書に必要な事項を記入し、6月15日(月)までに、メール、郵送(消印有効)または直接左記へ  
※申込書は市ホームページからダウンロードできます。  
問い合わせ 教育総務課教育総務担当

イベント

もくせいの会「おはなし会」

日時 5月10日・24日の日曜日  
午前10時30分から  
場所 生涯学習センター  
対象 どなたでも  
内容 絵本の読み聞かせ、紙芝居  
費用 無料  
申し込み 不要(直接会場へ)  
問い合わせ 市立図書館  
☎042-985-5121